

震災の心配事…。どうすればいい？



地震で家が壊れたら、早く建て直さないと大変だよね。

ちょっと待って。まちの被害が大きかったら、災害に強いまちづくりをするみたいよ。だから、まちづくりの計画を作っている間は、建物が建てられなくなるみたいなの。
(建築制限：6ページ参照)



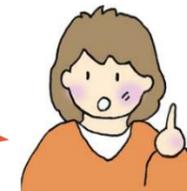
えっ、そうなの？
どのくらいの期間、建てられなくなるの？

地震が起きてから、一番長いと2年間は建てられなくなるらしいわ。



へえ～、そうなんだ。
災害に強いまちづくりって、具体的にどんなことをやるの？

消防車が通れる道路や、みんなが避難できる公園を作っていくんだって。
(土地区画整理事業：6ページ参照)



まちづくりを考えると、ボクたちも意見を言えるのかな？
家の前の道が狭くて、いつも危ないなあと思っているんだ。

まちは住んでいる人が主役だから、もちろん私たちも意見を言えるわ。
震災後の大変な生活の中だけど、地域みんなで意見を出し合って、より良いまちをつくっていきたいわね。



まちの「復興」に備えましょう！

大地震は突然襲ってきます。

万が一、震災により大きな被害を受けたら、

どのように生活やまちを再生していくのでしょうか。

ふだんからどのような準備をしておく必要があるのでしょうか。

市川市の震災復興への備えを紹介します。



すごい被害だったんだなあ

どうやってここまで
復興してきたんだろう？



阪神・淡路大震災の震災被害（写真提供：神戸市）

①被災直後の神戸市長田区水笠通2丁目 → ②復興事業で水笠通公園に

③被災直後の延焼が広がる神戸市長田区日吉町 → ④現在の日吉町

お問合せ先

市川市 街づくり部 都市計画課 TEL:047-334-1111 (代表)

どんな被害が起こるんだろう？

■ 大地震が起こった時の被害の状況と必要なこと

- 市川市に最も被害を及ぼす影響があると考えられている**東京湾北部地震**では、右に示したように、相当の建物被害が発生し、多くの方が避難すると想定されています。



想定される東京湾北部地震の震源▶

- 地震により大きな被害を受けると、生活を再建する「復興」に多大な時間と負担が必要になります。
- まずは被害を抑えること、そして、被害が発生しても速やかに「復興」が進められるように、日ごろから備えることが大切です。

東京湾北部地震 (M7.3) の場合の被害想定 (検証：平成24年度)



揺れ
震度6弱～6強

建物の被害

全壊：3,678棟
半壊：17,196棟
焼失：6,108棟



避難者数
47,191人が避難

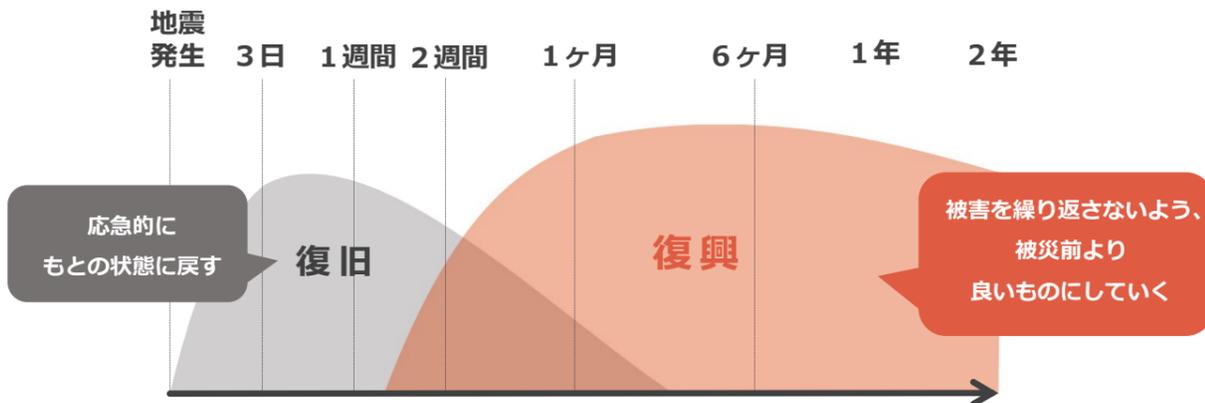
「復興」とは？

復旧とは…

道路・水道・ガス等の生活に不可欠なものが被害を受けた場合、生活できるように元の状態に戻すことをいいます。被災前と同じ機能に戻す「原型復旧」や、さらなる被害の拡散を防ぐ「応急工事」などがあります。

復興とは…

「安全性の向上」「生活環境の向上」「産業の高度化や地域振興」など、被災前に比べて、生活のための環境をより良いものにしていくことをいいます。大きな被害を受けたまちの未来を作っていく復興では、数年、十数年という長い期間が必要とされます。



地震発生から震災復興へのながれ



……身の安全・家族の安全確保



まずは安全確保



避難所へ避難

…………それぞれの避難生活

被害状況に応じた対応

- ▶ **なし**：自宅の安全を確認し、日常生活に戻ります。



- ▶ **小被害**
中被害：自宅の修復工事等が終わるまで、避難生活が続きます。工事が終わり次第、日常生活に戻ります。



- ▶ **大被害**：まち全体が大きな被害を受けた場合は、**復興に向けた準備**に入ります。



まちの大被害
(写真提供：神戸市)

まちの動き

復旧

- ・被害調査
- ・がれき処理
- ・インフラの復旧
- ・等

復興

- ・建築制限の実施
- ・地域との話し合い
- ・復興に向けたまちづくりの計画づくり
- ・等

まちの復興を地域のみなさんで考えましょう(次ページから)

みんなで一緒にまちを再建していくには ～地域協働復興～



■ まちの復興を考えていくために

地域の皆さんと市や企業、関連する団体などが互いに協力し、復興まちづくりの方針や整備の内容などをみんなで一緒に話し合うことが必要です。

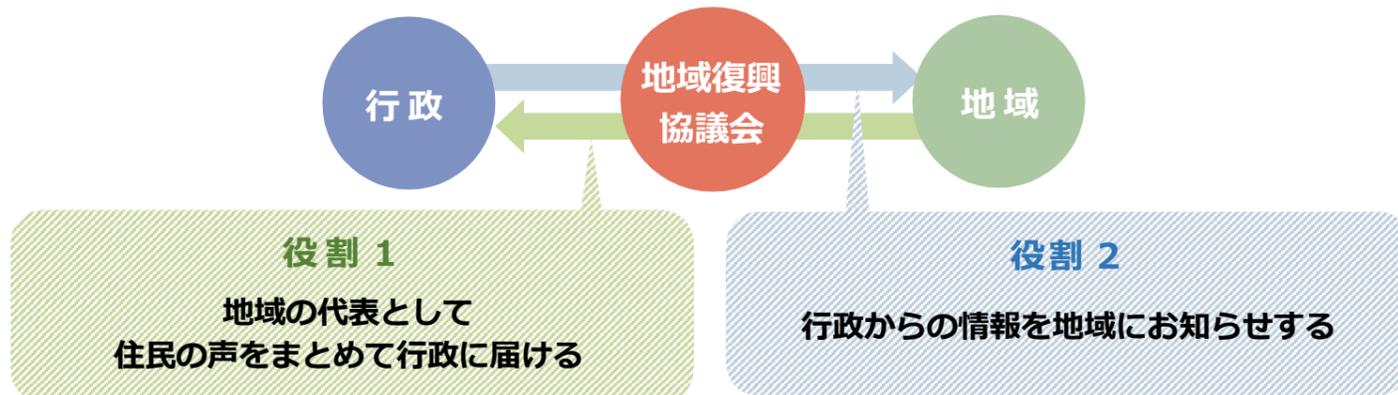


大きな被害を受けた地域では、まちづくりにとどまらず、多くの分野で様々な課題が生じます。

地域内に広く呼び掛け、地域住民等を中心に、「**地域復興協議会**」を組織します。

地域の意見を拾い上げる組織があることで、より良いまちに再建することが可能になります。

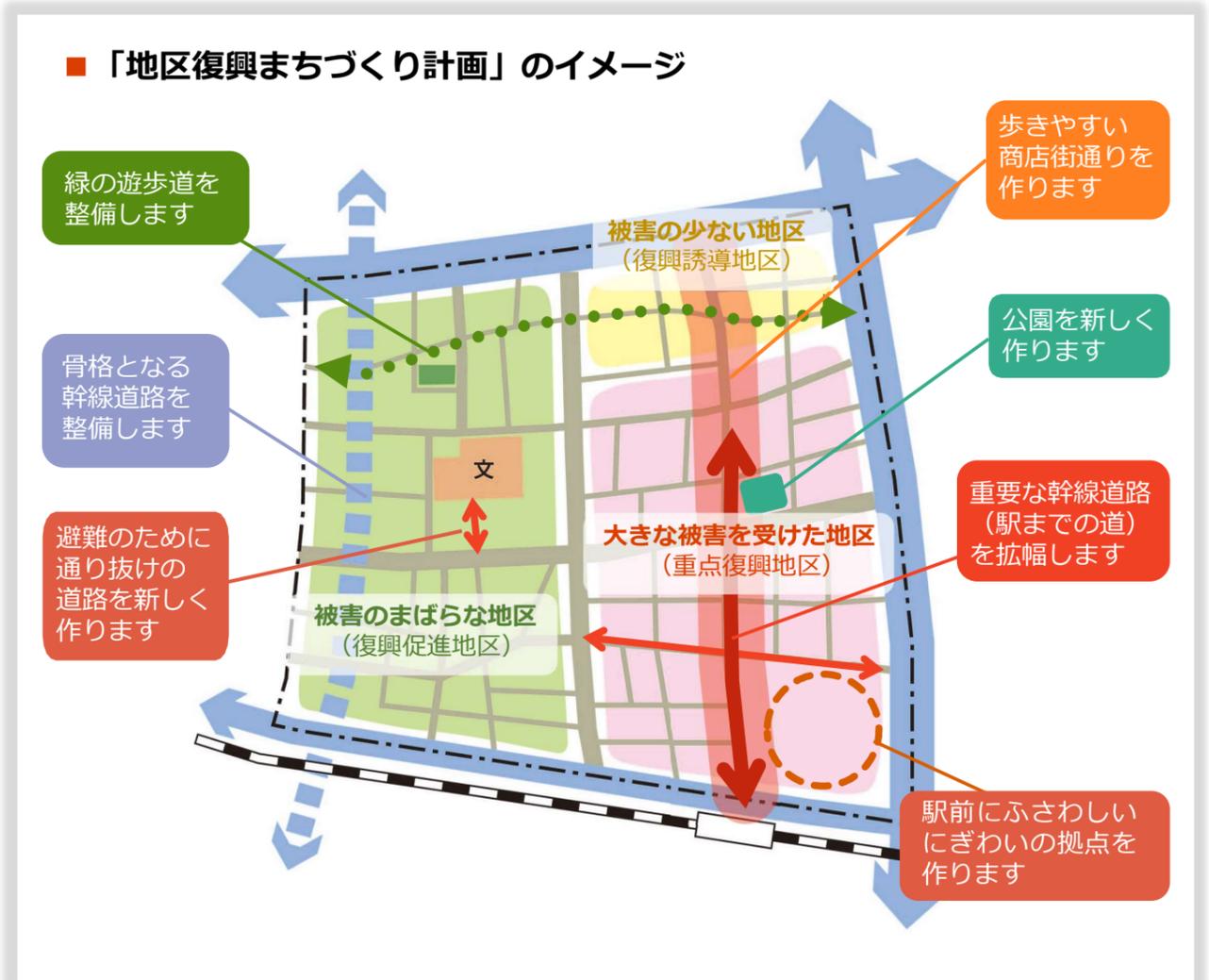
■ 「地域復興協議会」の役割



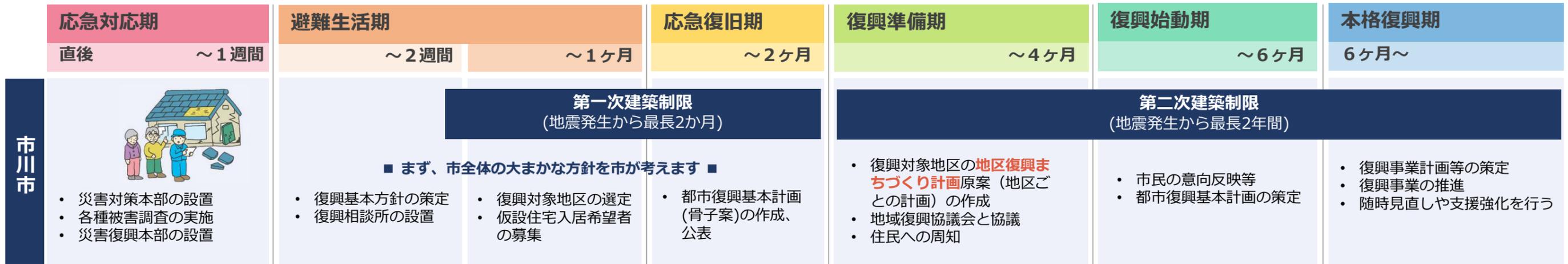
■ みなさんの意見をもとに「地区復興まちづくり計画」を作ります

大きな被害が生じた地区では、災害に強いまちにするために、被害状況や道路など地域の課題に対応したまちづくりが必要です。

そこで、地域復興協議会などを通して、住民の意見を十分に取り入れた「地区復興まちづくり計画」を作っていきます。



市川市が行う復興まちづくりの流れ



■被害の調査

- 余震による倒壊等の2次災害を防ぐ応急的な調査や、り災証明書の交付に必要な被害状況の調査を行います。

■復興基本方針

- 市街地の復興に関する基本的な考え方を示します。

■建築制限

- 大きな被害を受けた地域では、より災害に強いまちづくりを行うため、計画が決まるまで建物の建築を制限します。

■復興対象地区の指定

- 被害状況や被災前の都市基盤の整備状況などに応じて、以下のとおり「復興対象地区」を指定し、復興事業に取り組んでいきます。

地区名	建物被害の状況	方向性
復興誘導地区	部分的な全半焼	誘導による再建
復興促進地区	約5～8割が全半焼	部分的な基盤整備
重点復興地区	約8割が全半焼	全面的な基盤整備

■応急仮設住宅

- 自宅が全焼・全壊し、自己の資力で住宅を確保できない方に提供します。

■復興に向けた時限的なまちづくり

- 被災住民が被災地内または近くにとどまりながら、協働で被災地の復興を目指していくための、時限的な生活を支えるまち(時限的市街地)をつくります。

■地区復興まちづくり計画

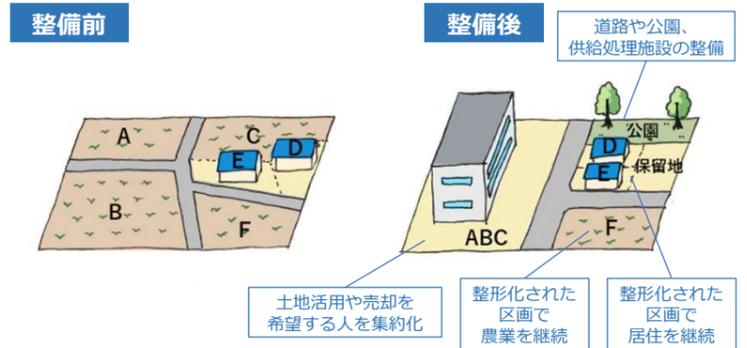
- 市は、地区の復興まちづくり計画の原案を作成します。
- 原案を地区の皆さんに説明し、意見を伺います。

(3,4ページ参照)



■復興事業

- 地区復興まちづくり計画を実現するため、土地区画整理事業などの手法で新たなまちづくりを行います。



■土地区画整理事業とは

従前の権利者が少しずつ土地を出し合い(「減歩」)、区画を整えて公共施設(道路や公園など)を整備するものです。

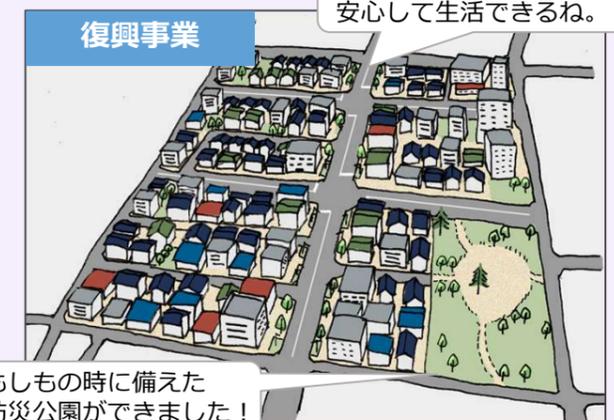
■重点復興地区のイメージ



地震前は古い建物が密集し、道が狭いまちだった。だから、ほとんどの建物が倒壊・焼失してしまった。



被害を受けたまちに住み続けながら、みんなで復興まちづくりを考えていこう!



避難のための道が広くなって、安心して生活できるね。

もしもの時に備えた防災公園ができました!